

## 静岡県「核燃料税」の更新

静岡県から協議があった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される静岡県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	静岡県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：29,500円/千kW/課税期間（3ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度） 価額割 1,243百万円 出力割 1,240百万円 計 2,483百万円 ※1 価額割は発電用原子炉が稼働した場合。 ※2 価額割の収入は、核燃料の挿入価額や量により変動する。
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）約265千円
課税を行う期間	5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

令和元年12月20日 静岡県議会にて条例案可決

同 年12月24日 総務大臣協議

令和2年3月24日 総務大臣同意

（同 年4月1日 条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 卯田係長、花房  
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659